

北海道科学大学薬学部奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第44条第2項に基づき、北海道科学大学薬学部（以下「本学」という。）が有為な人材を育成するため、学業・人物ともに優秀な学生に給付する学資について必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学生・奨学金)

第2条 本学から学資の給付を受ける者を奨学生といい、給付する学資を奨学金という。

(奨学生の選考基準及び人数)

第3条 奨学生の選考基準及び人数は、次のとおりとする。

- (1) 北海道薬科大学に2017年度以前に入学した2年生以上の学生とし、前年度の学業成績及び人物が優秀な者で、各学年10名とする。
- (2) 同一年度内に学校法人北海道科学大学奨学基金の奨学生となった学生を除く10名とする。

(奨学金の給付時期及び給付額)

第4条 奨学生の奨学金は、5月に120,000円を給付する。

(奨学生の選考及び決定)

第5条 奨学生の選考は、学生支援センター会議において審査し、教授会の議を経て学長が決定する。

2 学生支援センター会議は、関係教職員を出席させ意見を聴くことができる。

(証書の交付及び通知)

第6条 奨学生には、証書を交付し、父母に通知するとともに、学内掲示をする。

(奨学金の取り消し)

第7条 奨学生が学則第64条に該当したとき、あるいは、その他奨学生として適当でないと認められたときは、奨学金の給付を取り消す。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学生支援センターの議を経て学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。